

16 使用者責任

答案構成ノート

1 問題の所在

- ・ C の A に対する使用者責任に基づく損害賠償請求
- (1) ①B の不法行為
 - ・ 使用者責任の要件としての、B の不法行為
 - ①-1 故意過失：B に故意あり
 - ①-2 権利侵害：C の身体に対する権利の侵害
 - ①-3 損害の発生：C の怪我
 - ①-4 因果関係：因果関係あり
- (2) ②使用関係
 - ・ 雇用契約→A 社による指揮監督
- (3) ③事業執行性
 - ・ 暴行自体が職務内容でないことを提示
 - ・ 密接関連性の基準導出
 - ・ 基準：事業の執行行為を契機とし、これと密接な関連を有すると認められる行為
 - + BC の関係：A の工事に従事
 - + 暴行の経緯：A の工事に使う鋸の渡し方
 - + 暴行の場所：A の工事現場
 - ⇒密接関連性肯定
- (4) ④免責要件：特になし

2 効果

賠償すべき損害：C の怪我

損害の金銭評価：積極損害 4 万円 + 消極的損害 86 万円 + 精神的損害

答案例

1 問題提起

C は A に対し、使用者責任に基づく損害賠償請求をすることができるか(民法 715 条)。使用者責任が成立するためには、①被用者の不法行為があり、②使用者と被用者との間の使用関係があり、③不法行為が事業の執行について行われたことが必要である。また、④使用者が被用者の選任監督につき相当の注意を払った場合や、注意を払ったとしても損害が発生していた場合には、使用者責任は成立しない。

(1) B の不法行為

不法行為が成立するためには、①-1 故意又は過失があったこと、①-2 他人の権利又は法律上保護される利益を侵害したこと(権利侵害)、①-3 損害が発生したこと、①-4 故意・過失行為によって損害が発生したといえること(因果関係)が必要である(民法 709 条)。

①-1 B は C の態度を理由に、意図的に C に対して暴行をはたらいており、故意が認められる。

①-2 本問において、C は怪我を負っており、身体に対する権利の侵害があったものといえる。

①-3 本問においては、C は右肩打撲症及び腰筋痛症を負っており、損害が生じている。

①-4 本問では、C は B の暴行により怪我を負っており、因果関係がある。よって、B の不法行為が存在したものといえる。

(2) 使用関係

使用者責任は、②不法行為をした被用者と使用関係にある者(使用者)に認められ、使用関係とは、一時的か継続的か、有効な法律関係に基づくものか否かにかかわらず、一定の指揮監督関係を指す。

本問では、B は A 社に雇われており、雇用契約に基づく指揮監督関係が認められるため、A 社を使用者、B を被用者とする使用関係が認められる。

(3) 事業執行性

使用者責任は、被用者の不法行為の責任を無限定に使用者に負わせるものではなく、③使用者の使用にかかる「事業の執行について」行われた不法行為に限定され

る。使用者が被用者を使用したことが不法行為の契機となっていることは、使用者の責任を認めるために必要な前提であると考えられる。そこで、「事業の執行について」とは、使用者の事業において被用者が行うこととなっている職務そのものに限定されないが、事業を契機として行われ、事業に密接に関連する行為をも含むものと理解される。

本問においては、B が行った暴行は、暴行行為それ自体としては使用者の事業の内容にも、被用者の職務の内容にも属しない。しかし、B と C が共に A 社の工事に従事していた際に、工事で使用するのこぎりを手渡すよう頼んだことに端を発しているのであるのであって、工事現場において行われたのであるから、事業執行を契機としており、事業の執行行為と密接に関連することが認められる。

従って、B の不法行為は、「事業の執行について」行われたものと認められる。

(4) 免責事由

使用者責任は、④使用者が被用者の選任監督について相当の注意を払った場合か、相当の注意を払ったとしても損害が生じていた場合には、成立しない（民法 715 条 1 項ただし書）。もっとも、使用者責任が危険責任や報償責任を理由に被用者の不法行為責任の代位を認める制度であることから、免責が認められるかは厳格に判断されるべきである。

本問においては、免責を認めるべき事情は特に認められない。

2 効果

使用者責任に基づく損害賠償請求権の具体的内容については、民法 709 条による場合と同様に、どの範囲の損害が賠償の対象となるか、損害をどのように金銭評価するのが問われる。

本問において、B の暴行により C の怪我という損害が生じており、積極損害は、治療費である 4 万円、消極損害は、休業による減収である 86 万円と算定され、さらに、慰謝料の支払が命じられることになる。

3 結論

以上より、使用者責任の基づく損害賠償請求権が認められ、C は A に対して、90 万円及び慰謝料（10 万円と見積もられる）の支払を請求することができる。